

山形市告示第 37 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

山形市長 佐藤 孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部全域（JR 奥羽本線の東側の地域）	計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	4 月 15 日（月） 9:30～11:00	山形市山寺コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4 月 15 日（月） 13:00～14:30	山形市高瀬コミュニティセンター	
		4 月 16 日（火） 9:30～14:00	山形市霞城公民館	
		4 月 17 日（水） 9:30～11:00	山形市滝山コミュニティセンター	
		4 月 17 日（水） 13:00～14:30	山形市元木公民館	
		4 月 18 日（木） 9:30～14:00	山形市東部公民館	
		4 月 19 日（金） 9:30～14:00	山形市北部公民館	
		4 月 22 日（月） 9:30～14:00	山形市鈴川コミュニティセンター	
		4 月 23 日（火） 9:30～14:00	山形市楯山コミュニティセンター	
		4 月 24 日（水） 9:30～11:30	村山総合支庁本庁舎（北側車庫）	
		4 月 24 日（水） 13:00～14:30	山形市南部公民館	
		4 月 25 日（木） 9:30～15:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4 月 26 日（金） 9:30～11:30	山形市蔵王コミュニティセンター	

備考

表に定める実施日時及び実施場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、市長が別に指定する日時に一般社団法人山形県計量協会において行う。

2 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による

特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内東部全域（JR 奥羽本線の東側の地域）	計量法施行令第 10 条第 1 項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4 月 15 日（月）から 12 月 20 日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人山形県計量協会